

災害時に発生したごみの分別・捨て方について

1. 住民用仮置場の設置について（目安期間：発災直後～2 週間程度）

災害直後は、ごみステーションやその周辺に家庭ごみや災害廃棄物が山積みとなる恐れがあります。そのため、災害によって廃棄せざるを得なくなった家財類（片付けごみ）を排出できる場所として、小学校区を基準に被災地域を網羅できるように住民用仮置場を設置します。**住民の皆さんにはまず住民用仮置場に持ち込んでいただくことになります。**

■住民用仮置場への持込みが可能なもの

- ・災害によって廃棄せざるを得なくなった大型ごみ、小型家電製品等の家財類（片付けごみ）

■住民用仮置場への持込みができないもの

- ・家庭ごみ（発災後の日常生活に伴って発生するごみ。通常のステーション回収で対応する。）
- ・倒壊家屋から生じるがれき、木くず（解体家屋から発生するもの含め、一次集積所で受入を行う。）
- ・アスベスト、農薬等をはじめとする有害廃棄物や適正処理困難物（専門の処理業者、回収店等、品目ごとに定められた方法での処理の実施が基本となる。処理先の被災等により適切な処理が実施できない場合は、一次集積所でも受入を行う。）
- ・家電 4 品目（販売店等での回収が基本となる。販売店の被災等により適切な処理が実施できない場合は、一次集積所でも受入を行う。）
- ・道路啓開に伴って生じたがれき、土砂等

2. 一次集積所の設置について（目安期間：発災 4 日目～2 か月程度）

住民用仮置場に一次保管されている片付けごみを順次一次集積所に運搬します。

新たに発生する片付けごみの搬入先についても一次集積所へ徐々に集約されるものとなりますが、発災直後から 2 週間程度は市民が排出しやすい場所に設置されている住民用仮置場のニーズも多いことが予想されるため、引き続き、住民用仮置場での受入も行います。

■一次集積所への持込みが可能なもの

※災害により家庭で発生した以下のごみ

- ・可燃物(プラスチック・衣類など)
- ・ガラス、陶磁器類
- ・瓦
- ・金属類
- ・畳
- ・木質系廃棄物（木くずなど）
- ・粗大ごみ（家具類・布団類など）
- ・家電製品（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ、その他）
- ・コンクリートがら

■一次集積所への持込みができないもの

- ・通常の生活で発生した家庭ごみ
- ・事業所から出るごみ
- ・産業廃棄物

◆注意事項

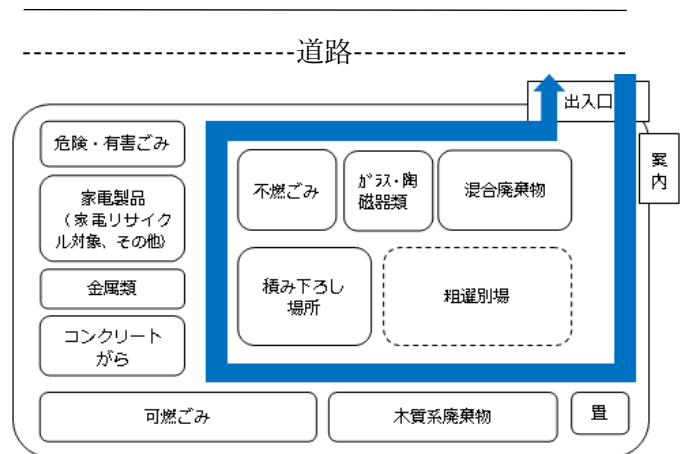
- 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- 透明・半透明な袋に入れてください。指定の袋でなくてもかまいません。
- バッテリー、タイヤ、危険なもの（消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）を持ち込む場合は、しっかりと分別し、受付の係員にお伝えください。
- ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください

排出方法

誘導員に従って決められた場所に置いてください。

住民用仮置場・一次集積所について

場所や開設期間等は発災後にホームページにて周知しますので、ご確認をお願いします。



一次集積所イメージ図